

一般権利制限規定  
(いわゆる日本版フェア・ユース規定)  
の現状

CCJPセミナー 2010.8.11

# 時系列

## ● 知的財産推進計画2008

- デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。

## ● 知的財産推進計画2009

- 著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。

# これを受けて文化庁では...

- 2009年から文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論を開始
  - 関係者ヒアリング実施
  - さらに権利制限の一般規定ワーキングチームを設置して問題を検討
  - 2010年1月、ワーキングチームが報告書を提出
- これをうけ、2010年4月に法制問題小委員会が「中間まとめ」を発表
- その後パブコメを経て、現在、具体的な提案に対するヒアリング第2ラウンドが終了

# 中間まとめのスタンス

- 一定程度、既存の個別権利制限規定の解釈論や立法手当により、対応できている現状はある。
- しかし、インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると、個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、また、民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができると考えられる。かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。

# 中間まとめのスタンス

- 権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる。これは、著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなり、その一方では、市民社会の成熟化、グローバル化の進展に伴い、企業を始めとして法令遵守が強く求められている現代社会において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題であり、かかる観点からも、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。

# アプローチ

- 現実に問題が生じており、立法的な対応が求められている領域を検証すべき
- さらに我が国の場合、長い間にわたり、個別権利制限規定によって一定の利用秩序を形成している事実も併せて考慮すると、権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容を検討するに当たっては、権利制限の一般規定が存在しないことにより利用に支障が現に生じているとして本小委員会に対してヒアリング等が出された要望44等を踏まえ、著作物の利用行為を整理、分類し、具体的にどのような利用行為を権利制限の対象にするのかをある程度想定した上で、権利制限の一般規定のあり方を考えることが最も合理的で効率的な方法である

## 具体的に提案されている3類型

- いわゆる「形式的権利侵害行為」
- A: その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴ない付随的に生ずる利用で、かつその利用が質的・量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

# 具体的に提案されている3類型

- いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし、著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用
- B: 適法な著作物の利用を達成しようとする過程で合理的に必要と認められる利用で、かつ、その利用が質的・量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
- C: 著作物の種類・用途、その利用の目的・態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用

# 問題点・疑問

- どのような具体的な条文の表記となるのか
- 現在のままでは、個別規定×3、にすぎないのではないか
- 一般権利制限規定導入の狙いが、具体的な提案内容により達成されうるか？
- 著作隣接権がカバーされていないならば、ワンストップ・ソリューションにならないのではないか